

株式会社 木曾路 定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社木曾路と称し、英文名ではK I S O J I CO., LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店、及び喫茶店の経営
2. 飲食店、及び喫茶店に対する技術援助、及び経営指導
3. ケーキ、菓子、パン類、乳製品、冷菓、調味料、家庭惣菜、調理・冷凍食品の製造及び販売
4. 煙草、酒類、及び玩具、衣料品、日用雑貨の販売
5. 建物並びに土木の設計監理及び施工
6. 不動産の賃貸及び管理業
7. 損害保険代理業及び自動車損害保険法に基づく代理業
8. ホテル、スポーツ施設及び駐車場の経営
9. 前各号に付帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を名古屋市に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株式を有する株主の権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 12 条 (株主名簿管理人)

- ① 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株主総会

第 13 条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第 14 条 (招集地)

株主総会は、本店の所在地又はこれに隣接した地においてこれを招集する。

第 15 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 16 条 (招集権者及び議長)

株主総会の招集及び議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に支障ある場合は、取締役会にてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

第 17 条 (決議の方法)

- ① 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第19条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第21条 (取締役の員数)

当社の取締役は、12名以内とする。

第22条 (取締役の選任方法)

- ① 当社の取締役は、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条 (取締役の任期)

- ① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第24条 (代表取締役及び役付取締役)

- ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第25条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第26条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第427条第1項に規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第27条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第28条 (取締役会の決議方法)

- ① 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ② 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条 (取締役会の議事録)

- ① 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
- ② 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第30条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

第31条 (監査役の員数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第32条 (監査役の選任方法)

- ① 当社の監査役は、株主総会において選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第34条 (監査役の任期)

- ① 査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第36条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第37条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第38条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第40条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

第41条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第42条 (会計監査人の任期)

- ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第43条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第44条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第45条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第46条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第47条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されな

いときは、当会社はその支払義務を免れる。

(平成 4 年 6 月 2 6 日改正)

(平成 6 年 6 月 2 9 日改正)

(平成 1 0 年 6 月 2 6 日改正)

(平成 1 2 年 8 月 1 日改正)

(平成 1 3 年 6 月 2 8 日改正)

(平成 1 4 年 6 月 2 7 日改正)

(平成 1 4 年 1 1 月 1 5 日改正)

(平成 1 5 年 6 月 2 7 日改正)

(平成 1 6 年 6 月 2 9 日改正)

(平成 1 8 年 6 月 2 9 日改正)

(平成 2 1 年 6 月 2 6 日改正)

(平成 2 7 年 6 月 2 5 日改正)

(平成 3 0 年 6 月 2 7 日改正)